

平成31年第1回臨時会

(1月18日招集)

山都町議会会議録

平成31年1月第1回山都町議会臨時会会議録目次

○1月18日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 行政報告	2
日程第4 議案第1号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	5
日程第5 議案第2号 工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）	6
日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）	8
閉会	10

1 月 18 日（金曜日）

平成31年1月第1回山都町議会臨時会会議録

1. 平成31年1月18日午後3時0分招集
2. 平成31年1月18日午後3時0分開会
3. 平成31年1月18日午後3時28分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第1日)(第1号)
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 行政報告
 - 日程第4 議案第1号 平成30年度山都町一般会計補正予算(第5号)について
 - 日程第5 議案第2号 工事請負変更契約の締結について(上鶴線道路改良工事)
 - 日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について(大川大矢線道路改良工事)

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	岡本 哲夫
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会 計 課 長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福祉課長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二
生涯学習課長	工藤 宏二	そよう病院事務長	小屋迫 厚文

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午後3時0分

○議長（工藤文範君） ただいまから平成31年第1回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、藤川多美君、7番、甲斐重昭君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、「行政報告」の申し出がっております。これを許します。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、現在整備を進めております山都町若者定住促進住宅分譲地の進捗状況、募集要項につきまして、お手元に配付しております資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、工事の進捗状況ですが、水道の布設がえ工事につきましては、平成30年8月1日から本年2月28日を工期としまして、ほぼ9割程度の進捗でございます。残りは宅地への給水タンク引き込み工事を残すのみとなっております。それと造成工事につきましては、平成30年8月9日から本年3月25日を工期として、電柱移転、造成、コンクリートブロック工、擁壁工など、順調に工事は進んでおり、水道布設がえを含めた全体での進捗率は6割程度となっております。工期の3月25日までには完了する見込みであります。

次に、分譲地の分譲申し込み要項について御説明申し上げます。お手元の行政報告資料1をごらんいただきたいと思えます。

分譲地の分譲申し込みについては、昨年12月17日より募集を開始しているところでございます。

まず、1、所在地、熊本県上益城郡山都町下馬尾松山ノ下286番地4となります。分譲地の名称「山都テラス」としております。名称につきましては、公募により名称を募集し、92件の応募がございました。その中から7名の選考委員、地元代表2名、高校生2名、行政職員3名において選考したところでございます。造成地の形状が段々のテラス状であることから命名をされ、若者や子供たちが山都町の未来を照らすようにという思いが込められているところであります。3、分譲する区画数でございますが、10区画です。4、区画ごとの面積、販売単価等につきましては、下の一覧のとおりでございますけれども、一番左側が区画番号になります。①から⑩になります。次が平米当たりの単価です。これは不動産鑑定による価格になります。それと、面積、販売予定価格につきましては、1番下の米印にも書いてありますとおり、面積は暫定的に設計段階の面積を表記しておりますので、造成工事において区画の境界確定後、改めて測量を行います。販売価格につきましても、測量後に確定した面積に平米当たりの単価を乗じて得られた金額ということで、暫定的な面積と価格ということになります。

2ページをお開きください。2ページにつきましては、分譲地の位置図、それと(2)で区画配置図となっております。配置図の丸つき数字につきましては、1ページの表の区画番号と対応しております。

3ページに移りまして、6番の申し込み者の資格でございますが、申し込みをすることができるのは、山都町内で定住を希望し、自己の住宅を建築するための宅地を求めの方で、次の要件を全て満たす方ですということです。(1)で山都町に住民票があること、または宅地を取得し、住宅を建築した後、住民票を移すことを確約できること。(2)で、同居予定の配偶者等があり、申し込み時に本人または同居予定の配偶者が満50歳未満であること。(3)で、宅地の引き渡し日から2年以内に住宅の建築工事に着手し、5年以上居住することが確約できること。(4)で、本人及び同居予定者が町税等を滞納していないこと。(5)転売を目的とした分譲の申し込みでないこと。(6)分譲代金を町長が指定する期日までに納入できること。(7)分譲地の所在する地域コミュニティ活動に積極的に参加し、地域との協調と連帯を図ることができること。(8)で、申し込み者及び同居予定者が暴力団等反社会的集団に属していないことと定めております。

7、申し込み受付期間でございますが、平成30年12月17日から31年4月12日までとしております。土日・祝日、年末年始を除く、午前8時半から午後5時までということにしております。

(2)申し込みに必要な書類でございますけれども、11ページ、12ページにつけております分譲申込書兼誓約書と②住民票、それと③納税証明書、④事業者からの就業証明書を添付していただくということにしております。

4ページの8番ですが、分譲の決定のところでございます。受付期間満了後、区画ごとに当選者を決定することにしております。ただし、それぞれの区画に応募が重複した場合には、後日開催する抽せん会で当選者を決定することとしております。この日程については、後日、申し込み者へ通知するというようにしております。

5ページには、申し込みから引き渡しまでのスケジュールということで、分譲の申し込みを行

って、分譲の決定、3番に契約の締結・代金の支払いということで、契約保証金として契約額の1割をまず納付をしていただくと。その後、90日以内に分譲代金を納めていただく。最後に、土地の引き渡しと所有権移転を行うというスケジュールになっております。

6ページ以降については、分譲地周辺地域の概要ということで、1番の立地でございますけれども、役場ですとか小中学校、保育園、医療機関、金融機関等の距離等を示しております。2番で、分譲地が属する地域及び地域行事等についてということで、浜町B自治振興区の浦川区に属しますので、その自治会の会費ですとか、そういったものを記載させていただいております。

7ページには役員体制、地域の主な行事などを記載させていただいております。

8ページに移りまして、4番の町からの支援についてというところでございます。新しい家を建てて生活をスタートさせる皆さんへ、住まいに関する補助金制度を用意していますということで、既存の太陽光発電システム設置事業ですとか、太陽熱システム、ペレットストーブ等の設置事業、合併浄化槽等の整備事業のほかに、⑤で、若者定住促進住宅取得補助金ということで、宅地取得後2年以内に住宅建築工事に着手をして入居を開始した方への支援制度として、基本補助金200万円と加算補助金、中学生以下の子供1人当たり10万円、それと、町内の建築事業者が施工した場合には50万円ということで、補助金の要項を定めております。なお、この補助金につきましては、平成31年度の当初予算に計上を予定しているところであります。

続きまして、9ページの(2)住宅建築についてということで、住宅に係る住環境基準を遵守してくださいということで、建物の用途・規模、それと建築物の形態と地盤面の高さ、外壁の後退、垣、柵及びフェンスなどの環境基準、建築するときの基準を定めております。

あと、10ページのほうに、上水道、ガス、インターネット、敷地内の構造物等について記載をしているところでございます。

続きまして、行政報告資料3をごらんいただきたいと思います。

分譲申し込み受付から引き渡しまでのスケジュールでございますけれども、まず、1番上の工期ですが、これは先ほど申し上げましたとおり、造成工事については3月25日まで、それと水道管布設がえについては2月28日までの工期となっております。

工事詳細については、現在、電柱の移転が完了しまして、構造物の設置が2月の下旬までかかる予定となっております。2月の中旬あたりから分筆用の測量を予定しております。10区画に区画を分けますので、その測量と分筆、登記が3月下旬から4月にかけて登記をする予定しております。それで面積が確定後、当然、譲渡者に金額の確定をするということになります。

1番下の段ですけれども、申し込み受け付けから契約、引き渡しまでということで、申し込み期間が4月12日までとしております。その後、4月下旬に抽せん会、重複した場合ですけれども、申込者が重複した場合には抽せん会を開催して、購入者の決定をするということになります。購入者が決定した後には契約を締結して、10%の契約保証金を納付いただいて、最終的には90日以内に代金の納付をしていただくというスケジュールになっております。

現在、ホームページ等で分譲募集の周知をしておりますけれども、今月20日には熊日新聞の広告欄に分譲募集の掲載を予定しておりますし、お手元のカラー刷りの資料でございますけれども、

チラシを2月上旬には熊本市内向けに新聞折り込みとして入れる予定です。分譲募集の周知を図るといふこととしております。

現在の募集状況でございますけれども、きょう現在で3件の申し込みがっております。電話等のお問い合わせや窓口での相談については26件、30件弱でございますけれども、今後、営業に力を入れて、完売するよう努めていきたいというふうに思います。

以上で行政報告終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） これで「行政報告」が終わりました。

日程第4 議案第1号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（工藤文範君） 次に、日程第4、議案第1号「平成30年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第1号、平成30年度山都町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

歳出から行いますので、4ページをお願いしたいと思います。

5款農林水産業費、1項の農政費でございます。

農業費、3目農政費でございます。19節の負担金補助及び交付金ということで、今回、中山間農業モデル地区支援交付金ということで470万、これは県費でございます。県のモデル地区に指定されております清和の高月地区におけます農業用機械の導入、乗用型の草刈り機あるいは田植え機等と、それから農業用ハウスの1棟の導入に対する補助金でございます。

それから、下の段が被災農業者向け経営体育成支援事業ということでございます。111万1,000円でございますが、これにつきましては台風24号で被災したハウスの復旧に対する補助ということで、対象農家は1戸でございます。国30%、町20%の補助というところでございます。

それから、歳出の調整として、予備費を18万9,000円計上しております。

前のページの歳入をお願い申し上げます。

11款地方交付税ということで、今回、64万5,000円と、それから、先ほどありました16款の県支出金の農林水産業費県補助金ということで、535万5,000と合わせております。

それでは、表紙の裏をお願い申し上げます。

平成30年度山都町一般会計補正予算。

平成30年度山都町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,390万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成31年1月18日提出。山都町長。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号「平成30年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第2号「工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） それでは、議案第2号について説明させていただきます。

工事請負変更契約の締結について。

平成30年第1回山都町議会定例会において議決された上鶴線道路改良工事のうち、契約金額5,508万円を5,616万6,610円に変更することとする。

平成31年1月18日提出。山都町長梅田穰。

提案理由。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事概要です。

工事番号。民安29国第1号。

工事名。上鶴線道路改良工事。

工事場所。山都町田小野地内。

当初契約年月日。平成30年3月6日。

変更契約額。5,616万6,610円。108万6,610円の増額となります。

工事内容です。施工延長が112メートル、1工区86メートル、2工区26メートル、幅員が5メ

ートルです。

変更後の主な工種と数量は記載のとおりでございます。

契約の相手方。熊本県上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社代表取締役込山憲太郎。

次のページをお願いいたします。

工事請負変更仮契約書です。

工事番号、工事名、工事場所については工事概要で読み上げたとおりでございます。

変更契約事項、変更工事請負額。108万6,610円の増額となります。

平成30年3月6日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、議会の議決を得られたとき、本契約として効力を生ずるものとする。

本変更契約のあかしとして本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年1月15日。発注者、山都町長梅田穰。受注者、大栄企業株式会社代表取締役込山憲太郎。

次のページをお願いいたします。

位置図になります。県道稲生野甲佐線の鹿生野から北方向、大矢野原演習場に向かう路線になります。

計画総延長が2,227.5メートルで、今回の施工区間は112メートルです。

次のページをお願いいたします。

平面図です。変更及び追加工種と数量を赤書きで示しております。

主なもので、ガードレールで当初82メートルから37メートルへ。大型ブロック積工82メートルから75メートルへ。新たに用水トラフ33.5メートルと落蓋式側溝43.5メートルを追加しております。

以上です。お願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 大したことじゃないんですけども、配水管のVPが150から100に小さくされておりますけれども、これは地元からの要望という形なんではないかな。150のほうが本当はいいかなと思っているんですが、100にされた理由というのはどういう意味かわかりませんか。わかりますか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 議員おっしゃられたように、地元からの要望で、これで十分ということでした。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第3号「工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 引き続き、説明させていただきます。

議案第3号、工事請負変更契約の締結について。

平成30年第1回山都町議会定例会において議決された大川大矢線道路改良工事のうち、契約金額8,024万4,000円を8,614万781円に変更することとする。

平成31年1月18日提出。山都町長梅田穰。

提案理由です。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

変更契約の概要になります。

工事番号。道改清第12号。

工事名。大川大矢線道路改良工事。

工事場所。山都町鶴ケ田地内。

当初契約年月日。平成30年3月15日。

変更契約額。8,614万781円、増額の589万6,781円。

工事概要です。変更後の工種、数量を記載しております。施工延長が600メートル、幅員が7メートルです。主な工種、数量については記載のとおりです。

契約の相手方。熊本県上益城郡山都町大平434-4、有限会社清和建設、代表取締役武原公洋。

次のページをお願いいたします。

工事変更仮契約書です。

工事番号、工事名、場所については、工事概要で読み上げたとおりです。

変更契約事項、変更工事請負額。589万6,781円の増額となります。

平成30年3月19日付で請負変更契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、議会の議決を得られたとき、本契約として効力を生ずるものとする。

本変更契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年12月26日。発注者、山都町長梅田穰。受注者、有限会社清和建設、代表取締役武原公洋。

次のページをお願いいたします。

位置図になります。

清和支所から鶴底に向かうに仁田尾地区の周辺になります。

次のページが、工事箇所を拡大した位置図になります。

次のページをお願いいたします。

標準の断面図を添付しております。

次のページをお願いいたします。

④です。計画平面図です。

本工事につきましては、当初設計での主な工種はナンバー47からナンバー59の区間の掘削土工とのり面の保護工を中心に発注しておりました。本工区の施工計画では、全区間の改良が完了後、最終年度に舗装工を施工する計画で、その期間は迂回路を設定して、工事期間中は施工性を高めるために全面通行どめにして工事を進める予定でしたが、迂回路がかなり遠くなるということもあり、地元、特に鶴ヶ田地区の方から開放してもらいたいという要望がありまして、昨年4月末に暫定的に開放しておりましたが、工事車両の通行、それから雨の影響で路盤が荒れること、それから、乾燥した時期には土ぼこりが大量に発生しまして、隣接する住民への影響も大きいことから、ナンバー29、一番左端ですね、29から43までの280メートルの区間のうち、橋梁区間を除いた240メートルの舗装工事を先行して実施するものでございます。

最後のページが、今回変更する舗装区間を拡大した平面図になります。

以上です。お願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）」は、

原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

平成31年第1回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後3時28分

平成31年1月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第1号	平成30年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	1月18日	原案可決
議案第2号	工事請負変更契約の締結について（上鶴線道路改良工事）	1月18日	原案可決
議案第3号	工事請負変更契約の締結について（大川大矢線道路改良工事）	1月18日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
